

四日市市告示第 210 号

四日市市移住支援金交付要綱を次のように定める。

令和 2 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 四日市市は、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び四日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、四日市市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県と共同して行う四日市市移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から四日市市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、三重県移住・就業マッチング支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）及び四日市市補助金等交付規則（昭和 57 年四日市市規則第 11 号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第 2 条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては 100 万円、単身の申請の場合にあつては 60 万円とする。

(対象者要件)

第 3 条 次の（１）の要件を満たし、かつ（２）の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては（３）の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す

3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和元年9月10日以降に四日市市に転入したこと。
- (イ) 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- (ウ) 四日市市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者（「三重県移住・就業マッチング支援事業からの暴力団等排除措置要領」の別表に掲げる一に該当する者をいう。以下同じ。）でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) その他三重県又は四日市市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 勤務地が四日市市内に所在すること。
- イ 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年9月10日以降に転入したこと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月

以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、申請書(第1号様式)、移住先の就業先の就業証明書(第2号様式)及び本人確認書類に加え、第3条(1)の要件を満たし、かつ(2)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(3)の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その理由を付して、「移住支援金交付申請却下通知書」(第4号様式)により、申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願(第5号様式。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 市長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書〔再交付〕(第6号様式)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 三重県及び四日市市は、三重県移住・就業マッチング支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、三重県移住・就業マッチング支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当

する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして三重県及び四日市市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

(移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。)

イ 移住支援金の申請日から3年未満に四日市市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に四日市市から転出した場合

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、三重県と四日市市が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、同日以降もなおその効力を有する。

第1号様式（第4条第1項関係）

四日市市長 あて

申請年月日 年 月 日

移住支援金交付申請書

【四日市市移住支援金交付要綱】に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
-------	--	----	--	----	--------------------------------	---

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)*

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「四日市市移住支援事業に係る個人情報取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものについて		A. 申請者、世帯員とも該当しない		B. 申請者又は世帯員に該当するものがある
申請日から5年以上継続して、四日市市に居住し、かつ、就業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

* 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

(裏面につづく)

5 東京23区への在勤履歴(東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載)

※住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地
～	〒	
～	〒	
～	〒	
～	〒	
～	〒	
～	〒	

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 移住支援金交付申請額(※申請する金額を記入してください)

金 円

7 添付書類(※下記の書類を添付してください。提出前にチェックしてください。)

- ①移住支援金の交付申請に関する誓約事項 (第1号様式 別紙1)
- ②【就業の場合】就業先が交付した就業証明書 (移住支援金の申請用) (第2号様式)
- ③住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上在住の証明書類
(戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等。)
※世帯の場合は、移住元(転入前)において同一世帯であったことが確認できること
- ④住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上就労の証明書類 (※以下の書類)
【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】
- ④-1 移住元で就業していた企業等の退職証明書等
- ④-2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類 (離職票等)
- 【法人経営者又は個人事業主であった者】
- ④-3 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類
- ④-4 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類
- ④-5 身分証明書 (提示により本人確認ができる書類)
- ⑤移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

【県・市町村確認欄】 ※記入しないこと

管理コード (三重県及び市町使用欄)	
--------------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 四日市市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、三重県及び四日市市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、四日市市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）
： **全額**
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に四日市市以外の市町に転出した場合
： **全額**
 - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：**全額**
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に四日市市以外の市町に転出した場合：**半額**

四日市市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

四日市市移住支援事業の実施に際して、四日市市が得た個人情報について三重県に提供する場合があります。

三重県及び四日市市は、四日市市移住支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により申請者等の情報を確認することがあります。

四日市市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、三重県及び四日市市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

三重県及び四日市市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

三重県及び四日市市は、申請者及びその世帯員が暴力団等に関するものであるかを確認するため、移住支援金の申請日から5年間、申請者及びすべての世帯員の氏名、生年月日を三重県警察本部に確認します。

年 月 日

四日市市長 あて

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
マッチングサイト求人管理番号	

四日市市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三重県及び四日市市の求めに応じて、三重県及び四日市市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

四日市市長

移住支援金交付決定通知書

四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

○振込予定日 令和 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 四日市市は、四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：**全額**
（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）
 - ・申請日から3年未満に四日市市以外の市区町村に転出した場合：**全額**
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：**全額**
 - ・申請日から3年以上5年以内に四日市市以外の市区町村に転出した場合：**半額**
- 2 四日市市は、四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、四日市市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

（裏面あります。）

第3号様式（第5条第1項関係）

3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- 移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。

管理コード	
-------	--

第4号様式（第5条第2項関係）

年 月 日

様

四日市市長

移住支援金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました 四日市市移住支援金の交付について、次のとおり却下しましたので通知します。

却下の場合その理由

年 月 日

様

四日市市長

移住支援金交付決定通知書（再交付）

四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

○振込予定日 令和 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 四日市市は、四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：**全額**
（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）
 - ・申請日から3年未満に四日市市以外の市区町村に転出した場合：**全額**
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：**全額**
 - ・申請日から3年以上5年以内に四日市市以外の市区町村に転出した場合：**半額**
- 2 四日市市は、四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、四日市市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

（裏面あります。）

第6号様式（第8条第1項関係）

3 フラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- この通知書はフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- 移住支援金の返還を請求された場合はフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- 移住支援金を受領した方に対するフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。

管理コード	
-------	--